

# 桂川町立認定こども園（仮称）新築工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、桂川町立認定こども園（仮称）新築工事基本・実施設計業務を委託するにあたり、専門的な知識や高度な技術と発想力をもって魅力ある提案を受けることを目的とし、公募型プロポーザル方式により設計者を選定する手続きについて定めるものとする。

## 2 業務委託の概要

### (1) 業務名称

桂川町立認定こども園（仮称）新築工事基本・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容

- ・新園舎新築工事の基本設計及び実施設計
- ・外構及び敷地造成設計（造成工事に係る開発許可の変更手続を含む）
- ・設計に伴う積算業務
- ・設計に必要な各種測量業務
- ・建築確認申請、電波障害等の新園舎設置に係る事前協議等に関する業務
- ・法規制等及び関連事業との調整、関係機関との協議資料作成、手続
- ・その他、本業務に必要な事項（協議のうえ、決定）

※詳細は別添「桂川町立認定こども園（仮称）新築工事基本・実施設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）参照

### (3) 履行期限

契約締結の日から令和9年3月25日まで

### (4) 委託上限額

45,301,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 支払い条件

契約金額の支払いは、町と事業者との間で締結する設計業務委託契約に示す。

## 3 設計方針

### (1) 子どもの主体性を尊重した教育・保育が実現できる施設

※設計段階から現場の意見を十分に集約し反映させることができるよう体制を整えること。

### (2) 誰もが安全で安心して過ごせ、互いを尊重し支え合って生きる「共生社会」の形成を目指した施設

### (3) 各諸室機能が適切な動線計画のもと、段差を極力なくした構造となるようバリアフリーに配慮された施設

### (4) 地域の人々や小・中学校との交流・連携がしやすく、地域交流や校種間連携の拠点となる施設

### (5) 脱炭素社会実現のため、パッシブ設計や木材の活用により、建設から運用までの全体でCO<sub>2</sub>の排出削減が考慮された施設

- (6) 公共施設として、イニシャルコスト・ライフサイクルコストの低減に寄与され、また、長寿命化に配慮された施設

#### 4 選定の概要

審査では、評価基準をもとに総合的に評価・審査し、最高得点を得た者を本業務の契約候補者として選定する。

##### (1) 募集及び審査のスケジュール

区 分		項 目	日 程
一 次 審 査	参加申請書等提出	公募開始（告示）	令和 8 年 5 月 11 日（月）
		質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）
		質問に対する回答日	令和 8 年 5 月 20 日（水）
		参加者申請書等の提出期限	令和 8 年 5 月 25 日（月）
		書類審査の結果通知	令和 8 年 6 月 5 日（金）
二 次 審 査	技術提案書等提出	質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 12 日（金）
		質問に対する回答日	令和 8 年 6 月 17 日（水）
		技術提案書等の提出期限	令和 8 年 6 月 25 日（木）
		プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 7 月 9 日（木）
		選定結果通知	令和 8 年 7 月中旬
契 約		契約の締結	令和 8 年 7 月下旬頃

##### (2) 事務局（提出・問い合わせ先）

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地  
 桂川町総合福祉センター ひまわりの里  
 桂川町子育て支援課子育て支援係  
 T E L : 0948-65-0081 F A X : 0948-65-0098  
 E-mail : [kosodate@town.keisen.fukuoka.jp](mailto:kosodate@town.keisen.fukuoka.jp)

#### 5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する者に該当しないこと。
- (2) 桂川町及び福岡県の指名停止及び資格制限等の処分を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 桂川町暴力団排除条例(平成 22 年桂川町条例第 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 桂川町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (7) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録があること。
- (8) 平成 28 年 4 月以降に、認定こども園(幼保連携型又は保育所型)、認可保育所又は幼稚園の新築又は増改築(延床面積の 1/2 以上の増改築に限る。)に係る設計業務を元請けとして履行した実績があること。
- (9) 一級建築士の資格を有する者を当該業務を総括する建築士として配置できること。
- (10) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び桂川町の指示に柔軟かつ真摯に対応できること。

## 6 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限等、本要領に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 上限金額を超える見積額を提示した場合
- (5) その他、町長が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

## 7 参加申請書等について

### (1) 提出書類

#### ① 参加申請書等(様式 2)

#### ② 本要領の「5 参加資格」(8)に該当する建築物の確認申請書、確認済証及び検査済証(1 施設分のみで可)

#### ③ 予定技術者等経歴書(様式 3-1)

- ・管理技術者及び主任担当技術者を配置することとし、管理技術者と各主任担当技術者の兼任は認めないものとする。
- ・管理技術者は、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有していることとする。また、参加申請書の申請日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が 3 か月以上あること。
- ・予定技術者等が不測の事態により業務につけなかった場合は、実績及び実務経験においてその者と同等以上の者を配置すること。
- ・主任担当技術者は協力会社の者を配置することができるものとし、また、他の参加者と協力会社の重複を可能とする。

#### ④ 予定技術者等の資格証の写し

- ⑤ 事業者設計実績作品一覧（様式3-2）（様式3-3）
    - ・施設用途が認定こども園、保育所、幼稚園の新築又は増改築工事に係る実績作品としてください。
    - ・本要領の「5 参加資格」(8)を満たしている実績作品を、必ず1件以上選択してください。
    - ・実績作品は5件以内としてください。
    - ・実績作品のうち、代表として1件を選択してください。代表作は様式3-3を使用して表現し、その他の実績作品は、様式3-2を使用してください。
  - ⑥ 事業者設計実績作品一覧に記載した作品の確認申請書または計画通知書及び確認済証の写し
- (2) 提出方法及び提出期限等
- ① 提出部数 「(1) 提出書類」のうち、①、②、④及び⑥は1部、③及び⑤は12部並びに③から⑥をPDF化した電子データ（CD-R等）1部
  - ② 提出方法 郵送又は持参  
（併せて、参加申請書（様式2）に記載されたメールアドレスからメールにてご連絡ください。その際に書類の添付は不要です。）
  - ③ 提出期限 令和8年5月25日（月）17時（必着）
  - ④ 提出先 「4 選定の概要」(2)の事務局まで

## 8 技術提案書について

一次審査を通過した参加者は、次により提案書を提出してください。

### (1) 提出書類

- ① 技術提案書（様式4-1）A4一枚
- ② 技術提案書（様式4-2）A3一枚
- ③ 見積書（様式5）

### (2) 提出方法及び提出期限

- ① 提出部数 12部並びに①及び②をPDF化した電子データ（CD-R等）1部
- ② 提出方法 郵送又は持参
- ③ 提出期限 令和8年6月25日（木）17時（必着）
- ④ 提出先 「4 選定の概要」(2)の事務局まで

### (3) 技術提案書（様式4-1）の作成について

こども園を設計する立場として、「3 設計方針」についての考え方を記述してください。記述の補足としてのスケッチ等（カラー可）の挿入を認めます。

### (4) 技術提案書（様式4-2）の作成について

提案図面やイメージ程度のスケッチ（カラー可）などによりわかりやすく表現してください。提案写真は不可とします。

### (5) 見積書の作成について

提出日、住所又は所在地、商号又は名称、代表者氏名、見積金額を記入し、代表者印を押印してください。また、別紙（任意様式）により基本・実施設計金額の内訳を記載してください。

## (6) 注意事項

- ① 技術提案書の内容については、あくまでも設計者の選考を目的とするものであり、必ずしも本施設の基本・実施設計に反映することを担保するものではありません。
- ② 各様式では、指定の場所以外に、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないでください。
- ③ 技術提案書等の提出者に選定された者（一次審査で選定された者）が技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退理由を記載した任意書式の書面（代表者の押印があるもの）により、令和8年6月19日（金）までに事務局に持参又は郵送（必着）すること。なお、当該書類の受領後、いかなる理由があっても辞退の取消しは認めません。

## 9 質問の受付と回答

本プロポーザルや本業務に関する質問がある参加希望者は、質問書（様式1）を次により提出してください。

### (1) 提出書類

- ① 質問書（様式1）

### (2) 質問の受付

- ① 提出方法      メールに添付（送信する際に電話連絡をしてください）
- ② 提出期限
  - ・参加申請書等に関するもの      令和8年5月15日（金）まで
  - ・技術提案書等に関するもの      令和8年6月12日（金）まで
- ③ 提出先      「4 選定の概要」(2)の事務局まで

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、次の日程で電子メールにて回答します。

- ・参加申請書等に関するもの      令和8年5月20日（水）
- ・技術提案書等に関するもの      令和8年6月17日（水）

## 10 プレゼンテーション及びヒアリング

### (1) 実施方法

- ① 参加各社3名以内（パソコン操作者含む）で実施し、原則として管理技術者が参加するものとします。
- ② 提出した技術提案書を基に説明していただきます。その際、新たな追加提案や追加資料の配布は認めません。
- ③ 実施時間については、メールにてお知らせします。
- ④ 実施時間については、1事業者につき30分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑15分程度）を予定しています。
- ⑤ 受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとします。なお、交通事情などにより、やむを得ない事由により受付時間までに受付ができない場合、受付時間までに事務局に連絡してください。

- ⑥ パソコンを使用したスクリーンに投影する方法を用いて行うことを認めます。
- ⑦ 使用する資料等には、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないでください。

## 11 審査について

### (1) 業者選定委員会

業者選定委員会の委員は、9人以内とし、会議は非公開とする。また、審査結果についての質疑及び異議の申し立ては受け付けないものとする。

### (2) 一次審査

参加希望者から提出された参加申請書等を「一次審査 評価基準・評価点表」を基に採点し、採点結果の上位から5者程度を選定する。

### (3) 二次審査

一次審査を通過した参加者から提出された技術提案書等を「二次選考 評価基準・評価点表」を基に採点し、最も評価の高い参加者を契約候補者として選定する。なお、同点により最高得点者が複数となった場合は、選定委員の協議によって契約候補者を選定する。

### (4) 審査結果の通知及び公表

#### ① 一次審査

- ・日 時 令和8年6月5日（金）
- ・通知方法 参加者申請者に対し、電子メール及び書面による郵送で通知する。

#### ② 二次審査

- ・日 時 令和8年7月中旬
- ・通知方法 契約候補者を桂川町ホームページで公表し、当該候補者に対し、電子メール及び書面による郵送で通知する。

## 12 プロポーザル関係資料の配布について

### (1) 配布方法

桂川町ホームページにて電子データを配布する。

### (2) 配布時期

令和8年5月11日（月）から

## 13 契約の締結

「11 審査について」で契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は桂川町から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 14 その他留意事項

- (1) 参加申請者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。

- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする（本プロポーザル参加に係る報償金は支払わない。）
- (3) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の技術提案書等の修正、再提出等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、近隣住民及び施設等に迷惑がかからないよう十分配慮し、調査すること。
- (7) 技術提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 選定された技術提案書等の著作権は、桂川町に帰属するものとする。
- (9) 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできない。
- (10) 地質調査業務の実施時期は、基本設計進捗に合わせ事業者が適切に判断すること。
- (11) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、桂川町情報公開条例（平成 17 年桂川町条例第 4 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (12) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (13) 桂川町は本プロポーザルにおいて提出された技術提案書等の内容に拘束されない。
- (14) 参加申込者が 1 者のみの場合は、書類選考、ヒアリングを行った上で、本業務委託を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し選定する。

## 別表 1

## 一次審査 評価基準・評価点表

事業者番号 \_\_\_\_\_

評価項目	評価基準	重要度 係数	採点	重要度係数 × 採点
1 予定技術者等 の経歴	(1) 本業務を遂行するにあたり、 十分な資格を有しているか	1.0		/8
	(2) 本業務を遂行するにあたり、 十分な経験や知識を有してい るか	1.0		/22
2 事業者の実績	(1) 本業務と同様な施設の設計実 績の多さ	1.0		/10
	(2) 本業務と同様な施設の設計実 績の質の高さ	2.5		/25
	(3) こどもの主体性を尊重した設 計実績の質の高さ	2.5		/25
	(4) 脱炭素社会の実現が考慮され た設計実績の質の高さ	1.0		/10
合 計				/100

選考委員氏名 \_\_\_\_\_

## 別表 2

## 二次審査 評価基準・評価点表

事業者番号 \_\_\_\_\_

評価項目	評価基準	重要度 係数	採点 (各 10 点)	重要度係数 × 採点
1 こども園の環境づくり についてのソフト面の 提案	・事業者が経験や実績から得られた「こどもの主体性を尊重した教育・保育」に対する考察を評価する。	2.0		/20
2 こども園の環境づくり についてのハード面の 提案	・こどもの主体性を尊重した教育・保育を具体化するための建築空間、材料、しつらえ等を評価する。	2.0		/20
3 こども園の各機能の配置 及び動線計画についての 提案	・利用者や運営者が安全で安心な施設とするためバリアフリーに配慮された提案内容を評価する。	2.0		/20
4 地域交流や校種間連携を 考慮した提案	・地域住民との交流や小・中学校との連携を考慮した提案を評価する。	1.0		/10
5 脱炭素社会実現のための 設計内容についての 提案	・パッシブ設計に基づく提案内容及び木質化実現のための材料選定等を評価する。	1.5		/15
6 実現可能なコスト低減 についての提案	・施設建設のイニシャルコスト及び施設運営のランニングコストに配慮した提案内容を評価する。	1.5		/15
合 計				/100

選考委員氏名 \_\_\_\_\_

一次選考 採点基準

1 予定技術者等の経歴

(1) 本業務を遂行するにあたり、十分な資格を有しているか

本業務に配置される管理技術者は下表により評価する。

評価項目	判断基準	採点	配点
こども園等※ <sup>1</sup> の新築又は増改築に係る設計業務に従事した件数※ <sup>2</sup>	5件以上	5	/5
	3件以上	3	
	1件以上	1	
実務経験年数	20年以上	3	/3
	15年以上	2	
	10年以上	1	

※1 「こども園等」とは、こども園、幼稚園若しくは保育所をいう。

※2 「(様式3-1) 予定技術者等経歴書」の経歴欄に記載されたものを件数としてカウントする。

(2) 本業務を遂行するにあたり、十分な経験や知識を有しているか

配置予定である主任担当技術者の配置が適格かつ適正であり、業務が実施できるよう体制が整っているか、下表により評価する。

主任担当技術者については、協力会社の者も可とするが、経歴の証明にあたっては、所属組織による証明書を提出すること。

① 評価する技術者資格について

分担業務の分野	評価する技術者資格	採点	配点※ <sup>3</sup>
建築	一級建築士	3	/3
	二級建築士	2	
構造	構造設計一級建築士	3	/3
	一級建築士	2	
	二級建築士	1	
電気	設備設計一級建築士	2	/2
	一級建築士、建築設備士、技術士※ <sup>1</sup>	1	
機械	設備設計一級建築士	2	/2
	一級建築士、建築設備士、技術士※ <sup>2</sup>	1	

※1 電気の技術士は、機械部門（動力エネルギー）、電気電子部門（電気設備）のいずれかとする。

※2 機械の技術士は、機械部門（動力エネルギー、熱工学、流体工学）、衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

※3 各資格を保有していない場合、配点は0点とする。

※4 記載した資格については、資格証等の書類を提出すること。

一次選考 採点基準

② こども園等の新築設計における実績について

		判断基準	採点	配点※2
主任担当技術者 (建築)	こども園等の新築又は増改築に係る設計業務に従事した件数※1	3件以上	2	/3
		1件又は2件	1	
	実務経験年数	10年以上	1	
主任担当技術者 (構造)	こども園等の新築又は増改築に係る設計業務に従事した件数※1	3件以上	2	/3
		1件又は2件	1	
	実務経験年数	10年以上	1	
主任担当技術者 (電気)	こども園等の新築又は増改築に係る設計業務に従事した件数※1	3件以上	2	/3
		1件又は2件	1	
	実務経験年数	10年以上	1	
主任担当技術者 (機械)	こども園等の新築又は増改築に係る設計業務に従事した件数※1	3件以上	2	/3
		1件又は2件	1	
	実務経験年数	10年以上	1	

※1 「(様式3-1) 予定技術者等経歴書」の経歴欄に記載されたものを件数としてカウントする。

※2 配点については、こども園等の新築又は増改築に係る設計業務に従事した件数が0件の場合及び実務経験が10年未満の場合、配点は0点とする。

2 事業者の実績

事業者の実績については、本要領7(1)⑤により提出された実績作品の内容について、下表により評価する。

評価項目	採点						配点
	0件	1件	2件	3件	4件	5件	
(1) 本業務と同様な施設の設計実績の多さ	0	2	4	6	8	10	/10
評価項目	極めて低い	低い	普通	高い	極めて高い	配点	
(2) 本業務と同様な施設の設計実績の質の高さ	0	2	5	8	10	/10	
評価項目	普通				極めて高い	配点	
(3) こどもの主体性を尊重した設計実績の質の高さ	1	1点単位で採点			10	/10	
(4) 脱炭素化社会実現が考慮された設計実績の質の高さ	1	1点単位で採点			10	/10	

二次選考 採点基準

提案書に基づくプレゼンテーションの内容については、下表により評価する。

評価項目	採点					配点
	極めて低い	低い	普通	高い	極めて高い	
1 こども園の環境づくりについてのソフト面の提案	0	1~4	5	6~9	10	/10
2 こども園の環境づくりについてのハード面の提案	0	1~4	5	6~9	10	/10
3 こども園の各機能の配置及び動線計画についての提案	0	1~4	5	6~9	10	/10
4 地域交流や校種間連携を考慮した提案	0	1~4	5	6~9	10	/10
5 脱炭素社会実現のための設計内容についての提案	0	1~4	5	6~9	10	/10
6 実現可能なコスト低減についての提案	0	1~4	5	6~9	10	/10